

## 第3章 主な取組

### 1 施策1 学びの支援の充実

(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります

#### ア 幼児教育・保育の無償化

No.	事業名	事業概要	担当
1	幼児教育・保育の無償化	<p>大阪市では、国に先駆け、平成28年4月から5歳児を対象に幼児教育の無償化を実施してきました。そして、平成29年4月に4歳児、平成31年4月に3歳児と順次拡大してきました。</p> <p>なお、令和元年10月から開始された国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料(児童発達支援の利用者負担を含む)が無償化され、課税世帯の0～2歳児についても、複数のこどもがいる多子世帯の第2子が半額、第3子以降が無償となっているところ、大阪市では、令和6年9月から無償化の対象を第2子まで拡大するなど独自の取組みを進めています。</p>	こども青少年局 福祉局

#### イ 幼児教育・保育の質の向上

No.	事業名	事業概要	担当
2	就学前教育カリキュラムの普及・活用	<p>生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、平成31年3月に改訂したことにより、カリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一層の普及、活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。</p>	こども青少年局 教育委員会事務局
3	保育・幼児教育センター事業	<p>就学前施設における保育内容等全般に関する研修・研究を体系化し、就学前施設教職員等を対象とした研修を実施するなど、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。</p>	こども青少年局

## (2)一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します

## ア 学力向上や学習支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
4	学力向上支援チーム事業(重点支援)	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局
5	ブロック化による学校支援事業	ブロックごとに、担当指導主事が学校と連携を密にし、地域や学校の実情に応じた課題対応にかかる取組を支援することで、小中学校等の学力向上に寄与します。	教育委員会事務局
6	習い事・塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。	こども青少年局
7	多文化共生教育の推進	<p>各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開します。</p> <p>また、在日外国人のこどもの特性の伸長・活用を図り、こどもの自己のアイデンティティを確立させるとともに、他のこどとの相互啓発を通じた国際理解を進めるために、校園での国際理解教育の推進の支援、「総合的な学習の時間」等を利用した体験学習の指導者の派遣、在日外国人のこどもの教育相談や「国際クラブ」等の指導者の派遣を実施します。</p> <p>さらに、帰国・来日直後のこどもに対して、特別の教育課程に基づいて、日本の学校生活を学び、学校生活に必要な初期の日本語の習得を図ります。日本語指導の必要なこどもに対して、教科における日本語指導の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局
8	道徳教育の推進	就学前教育では規範意識を育成することに重点を置き、小・中学校では特別の教科である道徳を要として、各校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、体験活動の推進を図ります。また、研修を通じて教員の指導力の向上を図り、指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、モデル校での実証研究などによりカリキュラムの開発・普及に努めます。さらに、学校全体での指導協力体制の充実を推進します。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
9	特別支援教育の充実	<p>障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます。学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用し、校園内における支援体制の充実と強化を行います。加えて、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ICTを活用した学習を推進します。</p>	教育委員会事務局
10	識字・日本語教育の推進	<p>外国につながる市民や様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった人など、日本語の読み書き、会話が原因で生活に困難を感じる方に学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。外国につながる若者等を含む多様なニーズに対応する学習環境を整備し、教室運営・学習支援等を担う人材育成など、総合的な識字・日本語教育の推進を図ります。</p>	教育委員会事務局

#### イ 学習環境の充実

No.	事業名	事業概要	担当
11	ICTを活用した教育の推進	<p>大阪市学校教育ICTビジョンに基づき、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを日常的かつ効果的に活用し、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。</p> <p>また、ICTを活用して児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。</p>	教育委員会事務局
12	学校図書館活用推進事業	<p>児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
13	子ども自立アシスト事業	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局

## (3)学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します

## ア 教育費等の負担軽減

No.	事業名	事業概要	担当
14	教育費等の負担軽減	<p>(就学援助費) 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費及び医療費等の必要な援助を行います。</p> <p>(奨学費) 経済的な理由により、修学が困難な高校生等(市内に住所を有し、非課税世帯に属する者)に対し、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)の一部を支給します。</p> <p>(給食費の無償化) 学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食について、既存の制度も活用しながら全員全額無償とする。</p>	教育委員会事務局

## イ 相談しやすい体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
15	大阪市こどもサポートネットの構築	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進します。	各区役所 こども青少年局 教育委員会事務局
16	スクールカウンセラーの活用	市立小中学校及び義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもやその保護者、教職員からの相談に応じます。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
17	スクールソーシャルワーカーの活用	スクリーニング会議においてアセスメントを行うとともに、教育的支援についても関与することで、学校現場における児童生徒の課題に対して、入口から出口まで一貫した支援をすることができる体制を整えます。	教育委員会事務局
18	教育相談の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、中央こども相談センターでの来所相談やサテライトでの出張相談、電話教育相談によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話教育相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日・祝日を含めて24時間対応できる体制を整えています。	こども青少年局
19	高校中退者への支援策	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINE を活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	こども青少年局
13	子ども自立アシスト事業	【再掲 施策1(2)】	福祉局

#### ウ 生活指導等の充実

No.	事業名	事業概要	担当
20	生活指導支援員の配置	警察官経験者・児童生徒指導経験者を生活指導支援員として配置申請のあった小中学校に配置し、教職員と協働して児童生徒と関わり、生活指導上の課題に関する助言、指導等の対応を行います。	教育委員会事務局
21	生活指導サポートセンター(個別指導教室)	学校からの生活指導に関する相談や学校内における生活指導体制の確立・強化を図ります。また、出席停止や出席停止に相当すると判断されるとともに、個別の施設での指導が適切であると判断された児童生徒に対し、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援を行います。また、教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
22	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・公認心理師・社会福祉士等から構成される大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team が第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。	教育委員会事務局

## エ 望む進路の選択ができるための支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
23	進路選択支援事業	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金等支援制度の積極的活用を図るため、各支援制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局
24	キャリア教育推進事業	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。全小中学校にて職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育を実施します。	教育委員会事務局
25	進学・就労準備給付金	生活保護世帯のこどもが就職又は大学等への進学をした場合に、新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を支給します。	福祉局
26	大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離したときの住宅扶助費の減額をしない措置を行う。	福祉局

## オ 不登校児童・生徒支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
27	登校支援室「なごみ」の運営	すべての不登校児童生徒を支援するために、教育相談をはじめ、保護者同士を結びつける取組や関係機関へつなぐ取組、不登校に関する各種研修会等を実施します。 また、総合教育センターと連携した、不登校状況の詳細な実態把握・分析・対策を検討するなど、本市における不登校支援の総合的な役割をはたしています。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
28	校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)のモデル設置	不登校児童生徒や登校しづらい、又は登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒が、学習・生活ができるよう校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置し、スペシャルサポートルーム支援員を1人ずつ配置します。	教育委員会事務局
29	大阪市教育支援センター	不登校児童生徒の学習の場を提供とともに、配置スタッフが支援要請のあった各小中学校に訪問し、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握や学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行います。 また、教育支援センターにおける活動についても成績に反映し、在籍校とも連携を図りながら効果的な指導や支援を行います。	教育委員会事務局
30	不登校児童通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、中央こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動、グループ活動や学習等の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組を進めます。	こども青少年局
31	メンタルフレンド訪問援助事業	こども相談センターの児童福祉司の指導の一環として、引きこもり・不登校児童等の家庭に、こどもの兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、こどもの自主性や社会性の伸長を援助します。	こども青少年局

#### (4) 多様な体験や学習の機会を提供します

##### ア 学校における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
32	学校活性化推進事業(校長経営戦略支援予算)	校園長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性を持って校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組を推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
33	トップアスリートによる「夢・授業」	オリンピック等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市立小学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。	経済戦略局

No.	事業名	事業概要	担当
34	児童いきいき放課後事業	大阪市のすべての小学生を対象に、市内全市立小学校において、余裕教室等を利用して、安全・安心な放課後等の居場所を提供し、遊びやスポーツ、主体的な学習等を通じて、児童の健全育成を図ります。	こども青少年局
12	学校図書館活用推進事業	【再掲 施策1(2)】	教育委員会事務局

## イ 地域における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
35	地域こども体験学習事業	各地域でこどもの健全育成に関わる団体を対象に、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、体験学習プログラムについての研修を実施するとともに、体験学習の意義を市民に啓発することにより、こどもの健全育成にかかる機運の向上を図り、こどもたちの生きる力を育成します。	こども青少年局
36	こども支援ネットワーク事業	社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るために、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークづくりを支援します。	こども青少年局
37	こどもの居場所開設支援事業	地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通して、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させます。	こども青少年局

## ウ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
38	こども夢・創造プロジェクト事業	大阪市内在住の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働して、大阪が誇る文化や産業の担い手やこどもたちのあこがれの人物から直接学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	こども青少年局
39	第一級の芸術にふれる機会の充実	大阪の優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次代を担うこども・青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけとします。	経済戦略局

## (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

## ア 子育て支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当
40	一時預かり事業(一般型)	傷病、介護、冠婚葬祭又は労働・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時的又は断続的に保育が必要な場合、保育所等において児童を一時的に預かります。	こども青少年局
41	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育します。	こども青少年局
42	子育て短期支援事業 (子どものショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育します。	こども青少年局
43	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。	こども青少年局
44	多胎児家庭外出支援事業	多胎児を連れての外出は困難さが高く、身体的負担が大きいことから、満5歳児以下の多胎児(双子、三つ子など)を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。	こども青少年局
45	家事・育児訪問支援事業	子育てに対して不安や負担を抱えており、継続的な見守り支援が必要な家庭やヤングケアラー等のいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担を軽減します。	こども青少年局
46	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付を実施します(ただし令和7年度は子ども・子育て支援事業として実施します。)。	こども青少年局

## イ 家庭の教育力向上の取組

No.	事業名	事業概要	担当
47	家庭教育に関する情報提供や学習支援	<p>保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行っています。</p> <p>また、PTAをはじめとする社会教育関係団体等が行う家庭教育に関する学習活動を支援します。</p>	教育委員会事務局

## ウ 相談や支援体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
48	こども家庭センターの運営	各区保健福祉センターにおいて、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。	こども青少年局
49	こども相談センターにおける相談や支援	大阪市内に住む、18歳未満の子どもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や心理検査等を行い、子どもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。	こども青少年局
50	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	こども青少年局
51	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、地域のネットワークや関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	福祉局

## (2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します

## ア 母と子の健康を守る取組

No.	事業名	事業概要	担当
52	妊産婦健康診査	<p>妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。</p>	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
53	乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども青少年局
54	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等を抱える母子を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートを行います。	こども青少年局
55	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。	こども青少年局
56	出産前小児保健指導事業	若年層の妊婦が、妊娠中に産婦人科が紹介した小児科医から乳児の健康上の注意や育児に関する指導を公費負担により受けることで、生まれる児のかかりつけ医が確保されているという安心感を持ち、妊婦の出産後の育児不安の軽減を図ります。	こども青少年局
57	養育支援訪問事業 (専門的家庭訪問支援事業)	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。	こども青少年局
58	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診の費用を、1回の妊娠につき1回限り1万円を上限に助成します。また、伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業を効果的に推進します。	こども青少年局

## イ 食育の推進

No.	事業名	事業概要	担当
59	食に関する相談や指導の推進	各区保健福祉センターにおいて、母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。	健康局
60	食に関する情報や学習機会の提供	各区保健福祉センターにおいて、出産前からの適切な食生活を指導し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊娠婦、子育て家庭、こどもを対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。	健康局
61	保育所等における食育の推進	こどもの心身の健やかな成長・発達のために、幼児・保護者を対象とした啓発や施設における食育推進に関する助言を行います。	こども青少年局
62	幼稚園における食育の推進	幼児の実態を考慮して食に関するねらいを定め、年間計画に位置づけて食育の取組を進めます。昼食や野菜栽培活動を通し、保護者への啓発も行いながら、食物への関心や食習慣など、食に関する学びにつながる力を育みます。	教育委員会事務局
63	学校における食育の推進	全小・中学校及び義務教育学校で食に関する指導の全体計画に基づいた食育の充実を図ります。	教育委員会事務局
64	食育推進ネットワークの強化	不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校等をつなぐ場としての食育推進ネットワークを各区ごとに確立・強化し、地域に密着した食育の推進を図ります。	健康局

## ウ こどもや若者の健康づくり

No.	事業名	事業概要	担当
65	学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進	20歳代・30歳代の若年層においてHIV感染者の割合が高いため、学校教育の一環でHIV/エイズ予防に関する普及啓発を行うことで、今後の予防行動へのつながりが期待できるため、エイズ予防情報誌を市立の中学校3年生の生徒に対し配付するとともに、指導に当たる教員の資質向上を目的に、教員向けの研修を実施します。	健康局 教育委員会事務局
66	思春期関連問題相談	思春期を中心とする不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身的症状を持つ者が増加する傾向にあることから、これらの問題に対し早期に専門的な立場から専門相談を実施します。	健康局

No.	事業名	事業概要	担当
67	小・中学校における「性・生教育」の推進	小・中学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。「命」「家族(人間関係)」「キャリア」の各内容についてすべての学年において実施し、系統的かつ教科横断的な「生きる力を育む性に関する指導」を推進します。	教育委員会事務局
68	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。	こども青少年局

(3)ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

ア ひとり親家庭支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
69	ひとり親家庭サポート事業	ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、各区保健福祉センターにおいて、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を行います。また、訪問による相談や離婚前相談も実施します。	こども青少年局
70	養育費確保のトータルサポート事業	養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、強制執行着手金、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。	こども青少年局
71	愛光会館	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とした事業を実施します。	こども青少年局
72	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
73	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局
74	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	こども青少年局

## イ 若年で親になった家庭への支援

No.	事業名	事業概要	担当
75	若年ひとり親家庭等への支援	若年ひとり親家庭における困窮度がその他の年齢層より高く、支援につなげる必要があることから10代・20代を中心とした若年ひとり親家庭の親子が気軽に参加できる交流事業を実施し、支援制度の案内や情報交換等を行える場を設けることで、必要な支援につなげていきます。また、これまで情報が届きにくかったひとり親家庭がスムーズに制度にたどりつけるようにリーフレット等を作成し、制度周知を強化します。	こども青少年局
76	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する費用の一部を助成します。	こども青少年局
56	出産前小児保健指導事業	【再掲 施策2(2)】	こども青少年局
57	養育支援訪問事業 (専門的家庭訪問支援事業)	【再掲 施策2(2)】	こども青少年局
58	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	【再掲 施策2(2) 施策3(4)】	こども青少年局

## (1) 就業を支援します

## ア ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業概要	担当
77	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。	こども青少年局
78	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。	こども青少年局
79	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。	こども青少年局
80	企業等に対する啓発の促進	ひとり親家庭等就業支援機関が連携し、経済団体等に対して、ひとり親家庭等の就業促進に向け理解を求めるよう、研修会等の場を活用して啓発を実施します。	こども青少年局
81	母子・父子福祉団体との随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約は、福祉的観点から、障がい・高齢・母子及び父子関連の施設・団体に対し、随意契約を行います。	こども青少年局
69	ひとり親家庭サポート事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局
72	ひとり親家庭等日常生活支援事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局

## イ 生活保護受給者・生活困窮者への支援

No.	事業名	事業概要	担当
82	総合就職サポート事業	民間事業者のノウハウを活用し、生活困窮者及び生活保護受給者に、「相談・助言」、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、対象者に寄り添った支援を実施します。	福祉局

No.	事業名	事業概要	担当
83	就労チャレンジ事業	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、日常生活上に課題があり、就労に向けて準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成支援を行います。	福祉局
84	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、収入要件や資産要件を満たす者に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。	福祉局
85	生活保護受給者等就労自立促進事業	保健福祉センターにハローワーク常設窓口を設置したり、ハローワークの巡回相談を実施する等により、求人情報の提供を中心とした就労支援を実施します。	福祉局
86	就労自立給付金	生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給します。	福祉局
25	進学・就労準備給付金	【再掲 施策1(3) 施策3(4)】	福祉局

#### ウ 若者や子育て当事者等の支援

No.	事業名	事業概要	担当
87	しごと情報ひろば総合就労サポート事業	雇用・就労に関する相談窓口として市内4箇所に設置している「しごと情報ひろば」において、就職に向けた支援が必要な人を対象として無料の職業相談・職業紹介などを行うとともに、「地域就労支援センター」において働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えている求職者一人ひとりに応じた支援を行い、区役所にも出張して就労相談を実施します。 また、若者・女性や高齢者などを主な対象に、企業とのマッチング機会等を提供するいわゆる就活イベントなどを実施します。	市民局
88	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者(15歳～39歳)に対し、状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、社会参加に向けた自立を支援します。	こども青少年局
19	高校中退者への支援策	【再掲 施策1(3) 施策4(2)】	こども青少年局

(2)施設退所者等の自立を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
89	社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。さらに、他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者について、必要な支援への連携を行います。	こども青少年局
90	児童自立生活援助事業	児童養護施設等の退所児童、又は、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等において、就労への取組み及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。	こども青少年局
91	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童等の社会的自立を促進するため、就職・進学やアパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。	こども青少年局
92	自立支援担当職員の配置	児童養護施設、母子生活支援施設等において、退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、施設退所者が社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行い、施設退所前後の一貫した継続的な支援を行います。 なお、平成29年度より母子生活支援施設において実施してきた「母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業」については、令和5年度から措置費加算制度に移行し、自立支援担当職員を配置して支援を行っています。	こども青少年局

(3)仕事と子育ての両立を支援します

ア 保育サービス等の充実

No.	事業名	事業概要	担当
93	保育人材の確保対策	保育士等の円滑な就職支援や保育士の負担を軽減する取組を行うことにより、保育士等の保育施設への就業促進や保育士の離職防止を図り、待機児童解消のために必要な保育人材を確保します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
94	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を実施します。	こども青少年局
95	一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しにくくなった地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園等で教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業(預かり保育)を実施します。	こども青少年局
40	一時預かり事業(一般型)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
41	病児・病後児保育事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
42	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
43	ファミリー・サポート・センター事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
46	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局

## イ 放課後などの活動の充実

No.	事業名	事業概要	担当
96	留守家庭児童対策事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を対象に、保護者に代わりその健全な育成を図る事業を実施する取組(民設民営の放課後児童クラブ)に対し、その運営経費の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図ります。	こども青少年局
34	児童いきいき放課後事業	【再掲 施策1(4) 施策4(1)】	こども青少年局

## (4)経済的な負担の軽減を図ります

## ア 子育てに係る経済的負担の軽減

No.	事業名	事業概要	担当
97	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
98	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	こども青少年局
99	生活保護	生活に困った方に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	福祉局
100	保育料の負担軽減	0～2歳児の保育所等保育料は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国の定める保育料徴収基準額よりも軽減し保育料を設定します。	こども青少年局
101	子育てのための施設等利用給付	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する0～2歳児(非課税世帯に限る)及び3～5歳児の利用料の一部を助成します。	こども青少年局
102	認可外保育施設にかかる幼児教育の無償化	一定の条件を満たす認可外保育施設を利用している3～5歳児について、保護者が施設に支払った利用料の一部(幼児教育費相当額)を助成します。	こども青少年局
103	実費徴収に係る補足給付を行う事業	経済的な理由によって教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助を行うことにより、教育・保育の利用を希望する保護者、こどもが円滑に教育・保育を受けられるようにします。	こども青少年局
104	幼稚園・保育所等における副食費にかかる負担軽減	幼稚園・保育所等に通う年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を助成します。	こども青少年局
105	こども医療費助成制度	0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初3月31日)までのこどもが医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	こども青少年局
106	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の方が医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
107	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。	こども青少年局
108	ひとり親及び寡婦に係る市民税・府民税の非課税措置	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、前年の所得金額が一定以下の場合に、市民税・府民税が非課税となります。	財政局
109	ひとり親及び寡婦に係る市民税・府民税減免制度	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、市民税・府民税の非課税措置の所得基準を超えるため非課税とならない方の税負担を軽減するため、激変緩和措置として、申請により、段階的に市民税・府民税を減額します。	財政局
110	ひとり親及び寡婦に係る固定資産税及び都市計画税減免制度	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)が所有する土地または家屋について、その他一定の要件を満たす場合、税負担の緩和を図るために、申請により固定資産税及び都市計画税を減額します。	財政局
111	各種子育て支援サービスの利用料の減免	一定所得以下の世帯に対し、利用料等の減免を実施しています。 【対象事業】保育所等における延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業(一般型)、子どものショートステイ事業 など	こども青少年局
112	大阪市立有料自転車駐車場利用料の減額	児童扶養手当を受給している又は寡婦(寡夫)に該当し児童を養育している又は生活保護世帯の構成員(1世帯につき一人に限る)に対し、回数券又は定期券の利用料金の5割の減額措置を実施しています。	建設局
113	JR通勤定期の特別割引	児童扶養手当を受給する世帯の世帯員が、JRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できる証明書を発行しています。	こども青少年局
1	幼児教育・保育の無償化	【再掲 施策1(1)】	こども青少年局 福祉局
6	習い事・塾代助成事業	【再掲 施策1(2)】	こども青少年局
14	教育費等の負担軽減	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
25	進学・就労準備給付金	【再掲 施策1(3) 施策3(1)】	福祉局

No.	事業名	事業概要	担当
44	多胎児家庭外出支援事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
58	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	【再掲 施策2(2) 施策2(3)】	こども青少年局
70	養育費確保のトータルサポート事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局
76	助産施設	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局

#### イ 住居に関する支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
114	ひとり親世帯向け市営住宅入居者募集の実施	配偶者のない者とその子ども(20歳未満の児童が含まれていること)のみで構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年1回、市営住宅入居者募集を実施しています。	こども青少年局
115	市営住宅(公営住宅)における子育て世帯の入居要件の緩和	特に居住の安定を図るべき対象として、高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯に対して、公営住宅の入居者資格(収入基準)を緩和しています。	都市整備局
116	子育て世帯向け市営住宅入居者募集の実施	現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む親子を中心とした二人以上の親族で構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年3回、市営住宅入居者募集を実施しています。	都市整備局
117	市営住宅(公営住宅)における多子世帯に対する当選確率優遇(2月・7月定期募集)	18歳未満の子どもが三人以上いる世帯に対して、抽選番号を二つ付与し、当選確率の優遇を実施しています。	都市整備局
118	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページや市役所本庁舎の窓口等において、広く情報提供を実施しています。 また、市立住まい情報センターにおいて、子育て世帯等を含むすべての方を対象に、住まいや暮らしに関する様々な相談を、窓口及び電話で実施しています。	都市整備局

## 4 施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

(1)こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

## ア 地域におけるつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
119	地域活動協議会への支援	地域活動協議会が行っている公益性の高い地域活動に対して支援します。また、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、小地域における様々な地域課題に取り組めるよう、まちづくりセンターなどの中間支援組織をはじめとした多様な支援ツールを有効に活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援します。	各区役所 市民局
120	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区役所 こども青少年局
121	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)	各区役所 こども青少年局

## イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
122	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	各区役所 教育委員会事務局
123	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区等に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局

ウ こどもや子育て当事者同士のつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
124	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯が気軽に集い、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とそのこども(おおむね3歳未満の児童及び保護者)の健やかな育ちを支援します。	こども青少年局
125	子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)	子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。	こども青少年局
126	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施	幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。	こども青少年局
34	児童いきいき放課後事業	【再掲 施策1(4) 施策3(3)】	こども青少年局
37	子どもの居場所開設支援事業	【再掲 施策1(4) 施策4(2)】	こども青少年局

(2)社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

ア 社会全体で支援するネットワークの充実

No.	事業名	事業概要	担当
127	区社協・市社協による地域福祉活動への支援	区社協によるこども・子育て家庭を含む様々な世帯等に対する各地域での地域福祉活動への支援が実施されるように支援します。また、市社協による市域全体での地域福祉活動への支援及び区社協への後方支援が実施されるように支援します。	福祉局
128	子どもの見守り強化事業	地域で自主的にこどもに対し食事の提供や学習支援などを行う民間団体に対して、子どもの見守りに係る活動費等を補助することにより、子どもの見守り体制の強化を図ります。	こども青少年局
129	フードドライブの実施	家庭系食品ロスの削減に向けて、ご家庭で余っている食品を、大阪市長と協定を締結した民間事業者の店舗等や区長と合意書を締結したコンビニエンスストアのほか、イベント等で集め、社会福祉協議会等を通じて福祉団体や食の支援を必要とする個人等へ無償で譲渡します。	環境局

No.	事業名	事業概要	担当
130	市民活動総合支援事業	市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な情報の収集、発信を行う「市民活動総合ポータルサイト」で、様々な活動主体同士が連携しながら地域の課題解決につながる活動を進められるよう、取組事例などの情報発信を行います。	市民局
131	市民活動推進助成事業	市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取の上、助成金を交付します。	市民局
132	市営住宅の空き住戸の活用	こどもの居場所づくりをはじめとする、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等を行う団体の活動拠点や小規模保育施設等の実施場所として、市営住宅の空き住戸を提供します。	都市整備局 こども青少年局
15	大阪市こどもサポートネットの構築	【再掲 施策1(3)】	各区役所 こども青少年局 教育委員会事務局
36	こども支援ネットワーク事業	【再掲 施策1(4)】	こども青少年局
37	大阪市こどもの居場所開設支援事業	【再掲 施策1(4) 施策4(1)】	こども青少年局
119	地域活動協議会への支援	【再掲 施策4(1)】	各区役所 市民局

#### イ 相談や支援体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
133	児童家庭支援センター	地域のこども福祉に関する各般の問題について、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じて必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行い、あわせてこども相談センター・児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行います。	こども青少年局
16	スクールカウンセラーの活用	【再掲 施策1(3)】	こども青少年局
17	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
18	教育相談の充実	【再掲 施策1(3)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
19	高校中退者への支援策	【再掲 施策1(3) 施策3(1)】	こども青少年局
22	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
48	こども家庭センターの運営	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
49	こども相談センターにおける相談や支援	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
88	若者自立支援事業	【再掲 施策3(1)】	こども青少年局

## 区の特色に応じて取り組む主な事業

## 施策1 学びの支援の充実

(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります

No.	事業名	事業概要	担当
1	すみのえ運動遊びプログラム事業	幼少期からの運動習慣の定着及び体力の向上を図るため、幼稚園児等のやる気や好奇心を引き出し、楽しく遊び感覚で運動に取り組めるプログラムを実施します。	住之江区役所

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します

No.	事業名	事業概要	担当
2	民間事業者等を活用した課外学習事業	区内在住の市立小中学校に在籍する児童生徒を対象に、学習習慣の定着、基礎学力向上の取組として、学校施設や区役所附設会館・地域集会所等の施設を利用し、放課後等に塾等民間事業者や区独自に配置するサポーター等による課外授業を行います。 また、「大阪市習い事・塾代助成事業」を活用して参加できるようにすることで、受講者負担の軽減及び受講機会の拡充を図っている区もあります。	各区役所
3	資格試験の受験を通じた学習意欲の向上の取組	実用英語技能検定や日本漢字能力検定等の受験機会を設けることにより、検定合格という目標に向けて学習意欲の向上が図られるよう支援します。	複数区役所
4	帰国・来日等児童生徒の支援	帰国・来日等の児童生徒を支援するサポーターを区内小中学校に配置することにより、支援対象者の学校生活の支援及び周囲の児童生徒への理解を促進します。	複数区役所
5	「子どもたちの未来のために！！」事業	こどもたちが将来を見据え社会を生き抜く力を身に付けるため、学習の到達度が把握しやすい教材を導入し、学習習慣の定着を図ります。	此花区役所
6	家庭学習支援の取組み	児童・生徒の生活習慣を整え家庭学習を習慣化することを目的とした「家庭学習の手引き」を作成、配付するなど、家庭学習支援の取組みを実施します。	港区役所

No.	事業名	事業概要	担当
7	教育環境充実事業	<p>外国につながる子どもの進路選択の幅を広げるため、「たぶんか高校進学セミナー」や学習支援を実施します。</p> <p>外国につながる就学前児童が、教育を受ける機会を逃すことなく小学校に入学し、学校において適切な教育的支援が受けられるように、進学の支援を行います。</p>	西淀川区役所
8	教育活動サポート事業	<p>子どもたちが力を發揮し、円滑に学校生活を送れるよう、基礎学力の向上と学習習慣の定着や発達障がい等のある子どもへの行動面の介助・安全配慮の2つの目標を達成するため、学習支援や発達支援を行います。</p>	東住吉区役所

(3)学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します

No.	事業名	事業概要	担当
9	区独自のスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局の配置するスクールソーシャルワーカーとは別に、区独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関と連携して児童生徒や子育て家庭の支援を行います。	複数区役所
10	小中学生の不登校防止対策の推進	不登校や不登校傾向のある児童・生徒の登校支援(別室登校支援含む)や学習支援、相談支援を行うとともに、地域に居場所を提供するなど、各区の実情に応じた不登校防止対策を実施しています。	複数区役所
11	各区におけるキャリア教育支援	子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、企業や地域等と連携し、各区の実情に応じたキャリア教育支援を実施します。	複数区役所
12	西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業	モデル校を対象に、不登校等児童生徒及び保護者への訪問型相談と学校内居場所における相談支援を福祉専門職による業務委託の手法で一体的に実施します。	西区役所
13	港区子どもの学び応援事業	<p>港区役所では、区内の教育関連施設を含め、産官学+地域連携で区内の小・中学校の学びを支える「OSAKA みなど未来教育ネットワーク」を活用し、企業・団体・専門家等による出前授業や職業体験等の充実を図るとともに、学力・体力向上の取り組みを支援しています。</p> <p>また、ボランティアサポーターを配置し、多様な課題(不登校等)を抱える子どもや家庭を支援します。</p>	港区役所

No.	事業名	事業概要	担当
14	子ども・若者育成支援事業	不登校やひきこもりで悩んでいるこども・若者や就労に自信が持てない若者を対象に、相談や居場所づくり事業などの支援を行い、社会へつなげていく取組を行うとともに、関係機関や地域の団体等で構成する地域協議会を設置し、こども・若者を取り巻く諸課題に対する支援のあり方などを検討します。	住吉区役所
15	ひらの青春生活応援事業	様々な理由で高校生活を継続することが困難な高校生を対象に家庭訪問等の個別相談を行い、高校中退を防止するとともに、高校卒業後の就労・社会生活について長期的に安定した将来設計ができるよう支援します。	平野区役所
7	教育環境充実事業	【再掲 施策1(2)】	西淀川区役所

## (4) 多様な体験や学習の機会を提供します

No.	事業名	事業概要	担当
16	各区における運動能力等向上支援	専門的な経験・技術を持つインストラクターを派遣し、区内小中学校で実践的な体育の授業を行うなど、授業内容の改善・充実を図り、体力・運動能力の向上とスキルアップを推進します。	複数区役所
17	各区における多様な体験や学習機会提供の取組	伝統芸能の体験や、環境学習、異文化交流など、各区の実情に応じた多様な体験や学習機会を提供する取組を実施します。	複数区役所
18	小学生サポート事業	経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内9地域に開設します。学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を図ります。	都島区役所
19	中学生体験学習事業	区内の中学校の生徒代表が被災地(宮城県又は岩手県)を訪問し、そこで東日本大震災当時の被害状況や復旧・復興の状況、防災やSDGsの取組などを見たり聞いたり体験することで、参加生徒の防災やSDGsの意識の向上を図ります。	福島区役所

No.	事業名	事業概要	担当
20	電子書籍を活用した読書活動推進事業	定額制の小中学校向け電子書籍サービスを導入し、区内の小・中学校と連携しながら、児童や生徒へ配付されている学習用端末等を活用した読書環境の整備を図ることで、児童や生徒の読書習慣の定着を支援するとともに、自宅等での電子書籍による読書活動を促します。	東成区役所
21	生きるチカラまなびサポート事業	貧困の世代間連鎖を断ち切るために、こどもたちが自分の将来を前向きに考える環境づくりを促進し、自らの力で未来を切り拓いていくために欠かすことのできない自尊感情の醸成を図ります。その環境づくりとして、「キャリア教育」や「性・生教育」を支援する「生きるチカラまなびサポートー」の登録制度を構築し、学校の要請に応じて講師を派遣することにより、学校での児童生徒への「キャリア教育」、「性・生教育」の取組を支援するとともに、教員・保護者の合同研修の支援を行います。	生野区役所
22	あさひ育み学び舎事業	経済的な要因等による生活環境の問題により、学習環境や生活習慣が十分でない中学生・高校生に対し、安心できる環境(居場所)において知識や教養、生活力を身につけ、自ら進路選択ができるよう、個別に支援計画を策定し、学習支援、自立支援、相談や居場所にかかる支援を行います。	旭区役所
23	小学生英語等支援事業	区内在住・在学の小学生を対象に、英語によるコミュニケーションを体験する場やネイティブスピーカーとのふれあいの場を提供し、英語語学力の向上及び異文化理解を促進させることを目的として、日頃の英語学習の発表の機会を提供する「小学生英語発表会」、区内各小学校にネイティブスピーカーを派遣する「小学校英語レッスン」を実施します。	阿倍野区役所
24	プレーパーク事業	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、既存の公園では禁止されているような火や水を自由に使ったり、木のぼりや穴をほったりなど、こどもがやりたい、遊びたいと思うことを可能な限り自由にできることをめざした「プレーパーク」と、体験活動により子どもの好奇心を刺激し物事への興味や関心を広げ、ひいては学習意欲も引き出すことを目的にした「子ども体験活動」を実施しています。	西成区役所
13	港区こどもの学び応援事業	【再掲 施策1(3)】	港区役所

## 施策2 家庭生活の支援の充実

## (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
25	大阪市版ネウボラ	妊娠から子育てまでの切れ目のない支援にむけて、相談しやすい窓口を周知し、その方の必要な支援につながるよう「地区担当保健師との信頼関係の強化」と「子育て家族支援の充実」の取組を各区の実情に合わせて実施することで、すべての子育て家族にとって、安心して子育てができることをめざし、「大阪市版ネウボラ」を全区展開しています。また、子育て家族の地域からの孤立や虐待予防の一助をも担っています。	各区役所
26	子育て支援情報の発信や子育てイベント、講座等の開催	子育てに役立つ情報誌やマップ等を作成するなど情報発信に取り組むほか、保護者と支援者が交流する機会ともなるイベントや子育て支援に関する講座を開催するなど、各区の実情に応じた取組を推進しています。	複数区役所
27	地域における子育て相談等の場や機会の提供	地域において、子育てについての相談等ができる場や機会を提供し、情報提供や相談支援、子育て講座等を実施しています。	複数区役所
28	区役所庁舎等を活用した親子交流の場の提供	区役所庁舎等に親子が交流できる場を設置し、情報提供や相談支援、子育て講座等を実施しています。	複数区役所
29	訪問型病児保育(共済型)推進事業	保護者の会費をベースに運営する共済型モデルにより、児童が病気の際、保育者を自宅に派遣する訪問型の病児保育事業を実施します。	複数区役所
30	子育て応援情報誌「わくわく城東」	子育て中の保護者が社会とつながり、孤立しがちな子育て中の保護者を見守る地域ネットワークを築き、地域の実情に応じた子育て支援の一助となることをめざし、地域に密着した子育てに関する情報や、子育てに興味・関心を抱かせる記事を掲載した情報誌の発行し、区内の幼稚園、保育施設、子育てサロンや子育て支援施設、駅、病院等に配布します。	城東区役所
31	城東区プレパパ・プレママ育児体験イベント	出産を控えた妊婦及びそのパートナー等を対象に、育児体験人形教材等を使用し、育児体験を実施することにより、乳児の身体の繊細さや虐待に至るリスク等、育児に対する理解を深めていただきます。	城東区役所

No.	事業名	事業概要	担当
32	子どもの朝食欠食率改善推進事業	朝食を欠食する子どもの割合を減少させるため、関係協力機関と協働で、朝食欠食の原因となる課題改善につながる調理実習や学習事業を実施します。また、事業実施結果について学校・保護者・関係先等に周知、啓発を行い、対策を行うことで貧困の連鎖の解消にもつなげます。	住吉区役所
33	未就学児のための子育て支援事業	就学前の児童のいる家庭のうち、子育て支援情報が行き届きづらい家庭に区役所がアプローチして情報を届けます。それによって家庭のニーズを把握し、福祉制度等の利用を支援することで子育てを応援します。	東住吉区役所
34	親子ひろば(ひらの子育て支援事業)	未就学の子どもと保護者が気軽に集まって交流できる「親子ひろば」と、区役所の子育て支援スペースを利用したボランティアによる「親子ひろば」を開催します。また、発達が気になる子どものための「親子ひろばパート2」では、特別支援教育士を配置し、親子のよりよい関係づくりを支援します。	平野区役所
35	ひらの子育て支援事業	子育てイベントの開催及び企業・団体等の子育て支援関係者と、ボランティアの育成・資質向上をはかり、地域社会全体での子育て支援を実施します。	平野区役所
36	ももいろ子育てねっと・ひらの(子育て支援の充実)	子育て支援の充実へ向けて、子育て世帯に対する情報発信機能の強化、関係機関との連携調整及び連絡協働、地域資源の開発等、新たな子育て支援ネットワークの構築を図ります。また、地域における出張相談を実施します。	平野区役所

(2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します

No.	事業名	事業概要	担当
37	各区における養育支援訪問事業(専門的家族訪問支援事業)	こども青少年局「養育支援訪問事業(専門的家族訪問支援事業)」の対象者の拡充や期間の延長など、各区の実情に応じた取組を推進し、子どもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。	複数区役所
38	各区における助産師等による妊娠期の相談体制の充実・産後の相談支援	妊娠期からの相談体制の充実や、産後の授乳や育児などに関する相談を専門職である助産師等にすることで、育児不安の軽減を図り、児童虐待の防止を推進します。また、適切な支援や医療につなげる区もあります。	複数区役所

No.	事業名	事業概要	担当
39	各区における妊婦教室等	初妊婦及びその夫等を対象とした子育て教室やマタニティカフェなど、情報交流や教室に参加することで、心身ともに健やかに産み育てる家庭環境を作ります。	複数区役所
40	要支援妊婦への訪問等支援	子育て支援室に新たに保育士資格等を有する会計年度任用職員を採用し、保健師による家庭訪問への同行や電話相談者へのアプローチを行い、支援が必要な妊婦の状況を把握します。福祉的な制度に繋げるなど、継続的な支援を行うことにより虐待防止を図ります。	都島区役所
41	ライフステージに応じた健康づくり事業	健康寿命の延伸に向け、幼少期からの食育や特定健診受診率向上に向けた取組、介護予防への取組など、地域や関係機関等と協働した効果的な取組を推進します。	東成区役所
42	0歳児からの予防歯科事業	3か月健康診査において歯科衛生士によるはみがき指導及び乳幼児保護者への啓発を行い、はみがき習慣の定着と予防歯科について意識の醸成を行います。	生野区役所
43	城東区0歳児家庭見守り支援事業	3か月児健康診査以降、1歳6か月児健康診査を受けるまでの乳幼児を養育する家庭を訪問し、育児相談や子育ての情報提供を行い、保護者の不安感の軽減を図ったり関係機関と連携して支援につなげたりすることで、児童虐待の未然防止を図ります。	城東区役所
31	城東区プレパパ・プレママ育児体験イベント	【再掲 施策2(1) 施策2(3)】	城東区役所

## (3)ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
44	ひとり親家庭サポート一相談案内	ひとり親家庭センター相談案内ビラを児童扶養手当現況届送付時に同封し、事業の周知を図ります。	複数区役所
45	里親シンポジウム	里親制度の啓発活動と里親相談会を交えたシンポジウムを実施します。	旭区役所
31	城東区プレパパ・プレママ育児体験イベント	【再掲 施策2(1) 施策2(2)】	城東区役所

No.	事業名	事業概要	担当
43	城東区0歳児家庭見守り支援事業	【再掲 施策2(2) 施策4(2)】	城東区役所

### 施策3 生活基盤の確立支援の充実

(3)仕事と子育て両立を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
29	訪問型病児保育(共済型)推進事業	【再掲 施策2(1)】	複数区役所

### 施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

(1)こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

No.	事業名	事業概要	担当
46	各区における地域の見守り事業等の充実	地域の関係者や関係機関と連携することで、見守りを強化するなど、地域において児童虐待の未然防止や早期発見を図ります。	複数区役所
47	各区における児童虐待防止対策の充実	専門的な知識を持つ有資格者等を配置し、相談体制の強化や支援が必要なこどもや保護者に対して適切な支援へつなぎ、児童虐待防止を図ります。	複数区役所
48	精神等障がい者への子育て支援	精神疾患や発達障がいを有する区民が増加傾向にあることから、精神保健福祉士もしくは社会福祉士等の有資格者が保護者に対する精神面でのケア、こどもの発達障がいへの対応支援を行うことにより虐待防止を図ります。	都島区役所
49	ももいろ子育てねっと・ひらの(重大虐待ゼロ)	子育て支援室の体制を強化し、虐待リスクのある家庭の保護者や児童に対する支援を強化します。	平野区役所
50	平野区こども HOT サポーター派遣事業	児童の養育に課題のある家庭へこどもHOTサポーターを派遣することにより、軽度の虐待経験のある家庭、虐待のおそれのある家庭及び児童養護施設等を退所後等のアフターケアが必要な家庭への相談・助言、養育支援を行います。	平野区役所

No.	事業名	事業概要	担当
30	子育て応援情報誌「わくわく城東」	【再掲 施策2(1)】	城東区役所
33	未就学児のための子育て支援事業	【再掲 施策2(1) 施策4(2)】	東住吉区役所
37	各区における養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲 施策2(2)】	複数区役所
40	要支援妊婦への訪問等支援	【再掲 施策2(2)】	都島区役所

(2)社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

No.	事業名	事業概要	担当
51	各区における未就学児の課題発見や支援につなぐ取組	区の実情に応じて、保育施設への巡回や、未就学児のいる家庭に訪問するなど、児童虐待の未然防止・早期発見を図り、支援につなげます。	複数区役所
52	『絵本で子育て！みんなで子育て！』	絵本を通じ親子のふれあいや活字への親しみ、情緒をはぐくむとともに、子育て支援機関や地域での子育て活動との連携により子育て支援の輪を広げ、地域や関係機関などによる連携した子育て支援を推進します。 また、活動や交流事業への参加により、相互理解や地域で活躍する人材発掘につなげます。	城東区役所
53	住之江区見守りあつたかネット事業	児童虐待や高齢者、障がいのある方に対する見守り活動の推進や虐待防止について区民に正しい知識を持っていただくとともに、見守りや虐待防止のネットワーク構築を目的に、広く地域住民や学校、企業等を対象に研修を実施し、あつたかネットサポーターを養成します。	住之江区役所
54	キッズひらちやん子育て応援団(ひらの子育て支援事業)	企業・店舗等のみなさんと協働して子育て支援活動を行うため、「キッズひらちやん子育て応援団」を創設し、登録企業等を募集します。登録企業等には、区の子育て関連事業の場において、資源・ノウハウを活用した取組(子育てフェスタでのボランティア活動や試供品の配布、乳幼児健診での試供品の配布等)を通じて、子育て世代のニーズの把握や子育てに不安を持つ保護者への支援のお手伝いをしていただきます。	平野区役所

No.	事業名	事業概要	担当
9	区独自のスクールソーシャルワーカーの配置	【再掲 施策1(3)】	複数区役所
10	小中学生の不登校防止対策の推進	【再掲 施策1(3)】	複数区役所
12	西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業	【再掲 施策1(3)】	西区役所
24	プレーパーク事業	【再掲 施策1(4)】	西成区役所
33	未就学児のための子育て支援事業	【再掲 施策2(1) 施策4(1)】	東住吉区役所
35	ひらの子育て支援事業	【再掲 施策2(1)】	平野区役所
36	ももいろ子育てねっと・ひらの(子育て支援の充実)	【再掲 施策2(1)】	平野区役所
43	城東区0歳児家庭見守り支援事業	【再掲 施策2(2) 施策2(3)】	城東区役所
49	ももいろ子育てねっと・ひらの(重大虐待ゼロ)	【再掲 施策4(1)】	平野区役所
50	平野区こども HOT サポーター派遣事業	【再掲 施策4(1)】	平野区役所